



0～15歳
対象

現物給付方式に対応した 受給資格証について



福祉医療費助成制度は、受診した医療機関で医療費を窓口負担し、約2～3か月後に口座振込で助成を受ける方式（償還払い方式）が基本でした。平成29年4月には子育て支援の拡充として、0歳から3歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の一定条件を満たす子どもを対象に、窓口負担をせずにその場で助成を受ける方式（現物給付方式）を導入し、平成31年4月にはその対象を6歳まで拡大しました。

今回、更なる受診環境を整え、子育て支援の充実のため、令和4年9月から、現物給付方式の対象を15歳（中学生）まで拡大する制度改正を実施します。

令和4年9月1日以降は、現物給付方式に対応した受給資格証を使用してください。

県外受診等で
使用します

【 償還払い方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担し、
約2～3か月後に助成を受ける方式

一旦窓口で負担 ⇒ 口座振込

令和4年
9月から
対象拡大

【 現物給付方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担せず、
その場で助成を受ける方式

窓口負担なし

現物給付方式になるための一定条件（全ての条件を満たす必要があります）

鈴鹿市内在住の0歳から15歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の子どもで、鈴鹿市福祉医療費受給資格があること

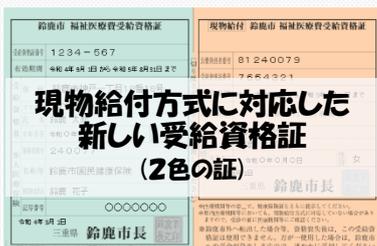
三重県内の医療機関（医科、歯科、調剤、訪問看護）での、保険適用となる医療費であること
（県内であっても、現物給付方式に対応しているかを、受診の前に医療機関へご確認ください）

現物給付方式に対応した新しい受給資格証と、健康保険証を受診時に提示すること

💡 毎回、受診する度に提示が必要です

国民健康保険に加入している方で、入院や外来で高額な治療を受ける場合は、**限度額適用認定証**も提示すること（※1）
（限度額適用認定証は、加入する国民健康保険から発行されます）

※全ての条件を満たさない場合は、償還払い方式となります。



+

保険証

+

限度額
適用
認定証

（※1の場合）

提示

窓口負担
なし 😊

※その他、公費負担制度の受給者証などをお持ちの方は、併せて提示してください

①住所・氏名

…住民登録されている住所・氏名が表示されます

💡市外への引越し(転出)をしたときは、速やかに受給資格証を返還してください。

💡住所や氏名が変わった場合は、書き換えますので早めに届出をしてください。

※届出の際は、受給資格証、申請者(父または母)の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。

②加入医療保険

…健康保険証の情報が表示されます

💡健康保険証が変わったときは、書き換えますので早めに届出をしてください。(保険証が変わっているのに届出をしないと、正しい金額で助成されない場合があります)

※届出の際は、お子さんの新しい健康保険証、受給資格証、申請者(父または母)の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。

【右側】現物給付方式用
県内の医療機関で現物給付を
受ける場合に必要です

鈴鹿市 福祉医療費受給資格証		現物給付 鈴鹿市 福祉医療費受給資格証	
全国健康保険番号	1234-567	公費負担番号	81240079
有効期間	令和4年9月1日から令和5年8月31日まで	受給資格番号	7654321
フリガナ	鈴木 タロウ	有効期間	令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
住所	鈴鹿市神戸一丁目10番18号	対象医療機関	三重県内の医療機関
氏名	鈴木 太郎	フリガナ	スズカ タロウ
生年月日	令和0年0月0日	氏名	鈴木 太郎
性別	男	生年月日	令和0年0月0日
性別	男	性別	女
加入医療保険	鈴鹿市国民健康保険	加入医療保険	三重県 鈴鹿市長
加入医療保険	鈴鹿 花子	加入医療保険	三重県 鈴鹿市長
加入医療保険	〇〇〇〇〇〇	加入医療保険	〇〇〇〇〇〇
加入医療保険	〇〇〇〇〇〇	加入医療保険	〇〇〇〇〇〇

①

②

【左側】償還払い方式用
県外の医療機関など、現物給付を
受けられない場合に必要です

～お願い～

💡学校でけがをした場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は、福祉医療費助成を受けること(両方の制度で助成を受けること)はできませんので、医療機関の窓口で医療費をお支払いください。

もし現物給付方式または償還払い方式で福祉医療費助成を受けた場合は、後日、鈴鹿市に返金していただくことになります。

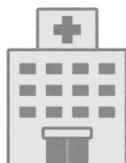
災害共済給付制度の給付を受ける場合は、
医療機関の窓口で
「スポーツ保険を使用する」
とお伝えください



お子様の健康状態を見守り 適正な受診を心がけましょう

適正受診とは…

「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではありません。医療費助成制度は、医療機関や市民のみなさまのご理解とご協力によって支えられています。これからも安心して必要ときに医療を受けられるように、医療機関の適正な受診をお願いします。



【問合せ先】

鈴鹿市福祉医療課 福祉医療グループ
(市役所本館1階3番窓口)
TEL:059-382-2788 FAX:059-382-9455
E-mail:fukushiiry@city.suzuka.lg.jp
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号



鈴鹿市ウェブサイト 関連事項掲載アドレス

<https://www.city.suzuka.lg.jp/fukushi/shien/1003269/index.html>

トップページ > 健康・福祉 > 生活支援・社会福祉 > 医療費の助成

(令和6年3月作成)